

守谷市特別職報酬等審議会の概要について

当市では、特別職の報酬等に関する事項を審議する機関として、「守谷市特別職報酬等審議会」を設置しています。

当審議会の概要は、下記のとおりです。

記

1 所掌事項

市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申します。

- ・議會議員の報酬等額の改定
- ・市長、副市長及び教育長の給与額の改定
- ・地方自治法第180条の5に定める委員会委員及び委員の報酬等額の改定
(教育委員・選挙管理委員・監査委員・農業委員など)
- ・地方公務員法第3条第3項第2号に規定する構成員の報酬額等の改定
(各種審議会委員・嘱託医・相談員など)

2 根拠法令

守谷市特別職報酬等審議会条例（平成7年条例第22号）

3 会議

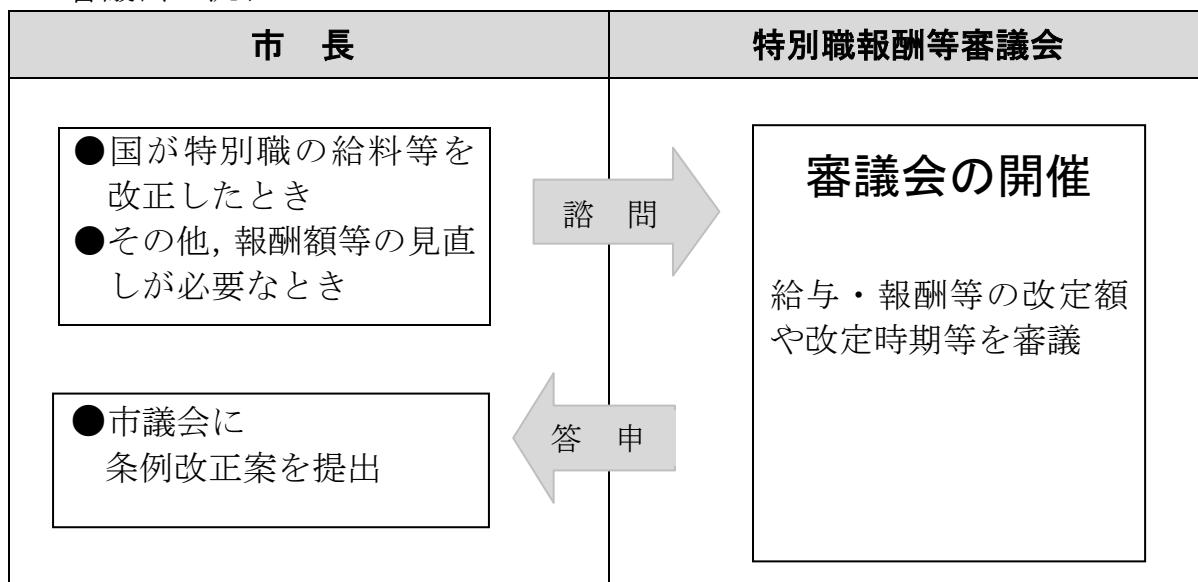
会議は、原則、市長から諮問があったときを開催しています（年2回程度）。通常、会議は公開としています。

4 審議会委員

審議会の委員は7名です。その委員は、地方行政に関し識見を有する者及び市民のうちから市長が委嘱（識見者4名、市民公募3名）しています。

任期は3年（平成29年4月1日～平成32年3月31日）です。

5 審議会の流れ



特別職報酬等審議会は、市長部局（執行機関）の附属機関になります。

附属機関とは、執行機関がその内部部局のほかに、必要と認めて設置する機関及び行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために設置される審査会、審議会等の機関をいいます。

地方公共団体には、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会などの調停、審査、諮詢又は調査のための機関を置くことができるとされています（地方自治法第138条の4第3項）。

地方自治法上では、執行機関は直接市民を対象とした行政の執行権を有するのに対して、附属機関は執行機関の要請により、その行政のための必要な資料の提供等、いわばその行政執行の前提として必要な調停、審査、審議、又は調査等を行うことを職務とする機関です。したがって直接市民を対象とした執行権は有しません。

市町村が特別職の報酬等の改定を行う場合、特別職報酬等審議会に諮詢し、諮詢事項について調査審議ののち、意見を答申していただきます。その答申に基づき関係条例等の改正を行います。